

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

目 次

◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	2

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条（略）

2（略）

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4～6（略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二（略）

三 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

四～六（略）

3～5（略）

（輸出入の禁止）

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2（略）

（経過措置）

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され

る範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2・3 （略）

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵及び種子

二 次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ 別表第一の表一

ロ 別表第一の表一の第一の二から四まで並びに六のイの(3)の1の項、(4)の1の項、3の項及び4の項、(6)並びに(8)並びにハ

ハ 別表第二の表一

ニ 別表第二の表一の第一の二

三 別表第一の表一の第二の(5)の1の項、(8)の1の項、(10)、(12)、(17)、(21)、(22)、(30)、(34)及び(35)に掲げる種の種子

（個体等の輸出入の要件）

第三条 （略）

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 （略）

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

表一

項	種	名
第一	動物界	
一	鳥綱	
		(略)
	ホ	たか目
	(1)	たか科
1	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>	(オオタカ)
		(略)

表二

項	種	名
第一	動物界	
		(略)
二	鳥綱	
	イ	ふくろう目
	(1)	ふくろう科
1	<i>Bubo bubo borissowi</i>	(ワシミミズク)
		(略)